

令和5年第4回定例会（11/28～12/14）

概要

総額1,904億900万円余の令和5年度補正予算を可決

知事から補正予算案（当面措置を要する経費など）と条例案などが提案され、議決しました。

また、前会より継続審査の決算案件を認定し、議員及び委員会から提出された意見案を原案のとおり可決しました。

主な審議日程

11月28日	本会議（開会）
12月1日～12月5日	本会議（一般質問）
12月5日～12月12日	予算特別委員会
12月13日	常任・特別委員会
12月14日	本会議（閉会）

本会議・予算特別委員会の主な議論

観光振興税

市町村や宿泊事業者とどのように調整を進めていくのか。新税の用途は具体的にどのようなものか。

次世代半導体産業

次世代半導体産業の関連産業の集積に向けてどのように取り組み、その効果をどのように全道各地域に波及させていくのか。

物価高騰対策

早急な追加対策が求められるが、道としてどのように対応していくのか。

交通政策

物流分野における人手不足の現状をどのように認識しているのか。路線の維持・活性化に向け、国に対しどのような支援を求めるのか。

デジタル化

道内自治体の情報システムの標準化に向け、どのように取り組んでいくのか。道内自治体のデジタル化の支援についてどのように対応していくのか。

ヒグマ対策

ヒグマ問題の現状をどのように認識しているのか。ヒグマ対策の強化に向けて今後どのように取り組むのか。

主な議決の状況

知事提出案件

【予算案】6件	「令和5年度北海道一般会計補正予算（第4号）」など	⇒ 原案可決
【条例案】11件	「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案」など	⇒ 原案可決
【その他の案件】4件	「国営造成施設管理事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件」など	⇒ 原案可決
【人事案件】1件	「北海道網走海区漁業調整委員会委員の選任につき同意を求める件」	⇒ 同意議決

議員・委員会提出案件

【意見案】5件	「防災・減災、国土強靱化対策のさらなる推進を求める意見書」など	⇒ 原案可決
---------	---------------------------------	--------

定例会の詳細は、道議会Webサイトをご覧ください。



道議会キーワード

定例会におけるホットな話題をお伝えします。

「ヒグマ対策」



近年、ヒグマによる人身被害や市街地での出没など、ヒグマとのあつれきが問題となっています。野山はもちろん、市街地、公園、河川敷、緑地帯など、**身近な場所**にもヒグマが出没する可能性があります。

道では人とヒグマとのあつれきを軽減しながら、地域のヒグマの存続を図るために、北海道ヒグマ管理計画を策定し、総合的なヒグマ施策に取り組んでいます。



ヒグマによる被害を防ぐにはどうすればいいの？



ヒグマ対策の基本は、まずはヒグマについて**正しく知る**ことです。ヒグマについて正しく理解し、「どのように関わりあっていくか」、「事故を未然に防ぐためにはどうすればいいか」をよく考えることが必要になります。

ヒグマを引き寄せないために ～ヒグマとの共存を目指す～

・ヒグマを引き寄せない、餌付けせない

⇒ ゴミ出しのルールを守る、食べものや容器のポイ捨てをしない。

・出没しにくい環境をつくる

⇒ 道路や家の周囲の草刈りを行い、ヒグマが身を隠せる場所をなくす。

・ヒグマの出没情報を確認し、注意を払う

⇒ 道や市町村のホームページを確認し、出没情報のある地域への立ち入りを避ける。

もっと詳しく知りたい方は北海道ホームページをチェックしてね！



北海道の取組

■北海道ヒグマ緊急時等専門人材派遣事業

ヒグマによる人の生活圏への出没や農業被害などの問題に対し、ヒグマ対策に係る専門家を派遣し、調査や捕獲、追い払いのアドバイスを行うなど、事態の解決に向けた支援を行っています。

■北海道ヒグマ注意報

北海道ヒグマ管理計画に基づき、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者の皆さまに対して、ヒグマによる人身被害を防止することなどを目的に情報を発信しています。

出典：北海道 Web サイト (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/125291.html>)
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/108365.html>)



道議会 Q & A



Q 議会の傍聴ってできるの？

A 議会の傍聴は、定例会及び臨時会の本会議を、どなたでも傍聴することができます。聴覚に障がいがある方には、補聴器を利用する傍聴席や手話通訳を介した傍聴席もご用意できます（本会議のみ。手話通訳の申し込みは、希望日の1週間前まで）。また、常任委員会や特別委員会についても、簡単な手続きで傍聴できます。